

- 1 国家インターネット情報弁公室による「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法」
- 2 最高人民法院による「『中華人民共和国民法典』婚姻家族編の適用に関する解釈（二）」
- 3 市場監督管理総局による「『中華人民共和国会社法』の会社登記の強制抹消制度の実施に関する規定」

1. 国家インターネット情報弁公室による「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法」

2025年2月12日、国家インターネット情報弁公室により「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法」（以下「本弁法」という）が公布され、2025年5月1日より施行される。主な内容は以下の通りである。

(1) コンプライアンス監査の実施条件

1000万人を超える個人情報を取り扱う個人情報処理者は、少なくとも2年に1回、コンプライアンス監査を実施しなければならない。

また個人情報処理者に以下のいずれかの事由がある場合、国家ネットワーク情報部門及びその他の部門は、当該個人情報処理者に対して、専門機関に委託して個人情報のコンプライアンス監査の実施を要求することができるものとされた。

- ① 個人情報の処理活動により個人の権益への重大な影響又は安全措置の深刻な欠陥等の比較的大きなリスクの存在が見つかった場合
- ② 個人情報の処理活動により多くの個人の権益を侵害するおそれがある場合
- ③ 個人情報のインシデントが発生し、100万人以上の個人情報又は10万人以上のセンシティブ個人情報の漏洩、改ざん、喪失、毀損を招いた場合

(2) コンプライアンス監査を実施する個人情報処理者の義務

個人情報処理者は、行政当局の要求によりコンプライアンス監査を実施する場合、専門機関によるコンプライアンス監査が正常に実施されるよう、必要に応じてサポートし、その監査費用を負担し、所定の期間内にコンプライアンス監査を完成させ、行政当局に対して監査報告書を提出しなければならない。

(3) コンプライアンス監査を実施する専門機関の義務

本弁法では、コンプライアンス監査を実施する専門機関は、①十分な監査能力を有すること、②監査の職務を遂行する過程で知り得た個人情報、営業秘密、企業機密に関する情報を秘密として保持し、監査終了後に関連情報を適時に削除すること、③他の機関に監察を再委託してはならないこと、④同一の専門機関及びその関連会社、

または同一の監査責任者が、同一の監査対象に対して連続3回を超えて監査を実施してはならないことが明記された。

(4) 個人情報保護コンプライアンス監査ガイドライン

「個人情報保護コンプライアンス監査ガイドライン」が本弁法の付属文書として公表されている。当該ガイドラインでは、個人情報保護の関連法律、行政法規において押さえておくべきポイントをまとめ、コンプライアンス監査の観点から詳細に定めている。そのため、個人情報保護コンプライアンス監査を実施する場合、当該ガイドラインを参照する必要がある。

2. 最高人民法院による「『中華人民共和国民法典』婚姻家族編の適用に関する解釈（二）」

2025年1月15日に、最高人民法院により「『中華人民共和国民法典』婚姻家族編の適用に関する解釈（二）」（以下「本解釈」という。）が公布され、2025年2月1日より施行される。主なポイントは以下の通りである。

(1) 親が子供夫婦の住宅を購入した場合における離婚時の財産分与

婚姻期間中に、夫婦のいずれか一方の親が住宅購入資金を全額負担した場合、それを自分の子供だけに贈与すると明確に合意している場合、離婚時の財産分与に際しては、その合意が適用される。当該合意がなく、または合意の内容が不明確な場合、離婚時の財産分与に際して、人民法院は、購入資金を全額負担した親の子供に住宅を帰属させようとして、離婚における過失、家庭への貢献度、離婚時の住宅の市場価格などの要素を総合的に考慮し、住宅を取得した当事者が他方当事者に補償すべきか否か、具体的な補償額を判決することができる。

婚姻期間中に、夫婦のいずれか一方の親が住宅購入資金の一部を負担し、または夫婦両方の親がいずれも住宅購入資金の一部を負担した場合、その負担分を自分の子供だけに贈与すると明確に合意している場合、離婚時の財産分与に際しては、その合意が適用される。当該合意がなく、または合意の内容が不明確な場合、離婚時の財

産分与に際して、人民法院は、家の購入資金の出所と拠出割合をもとに、離婚における過失、家庭への貢献度、離婚時の住宅の市場価格などの要素を総合的に考慮し、住宅をいずれかの当事者に帰属させ、住宅を取得した当事者は他方当事者に合理的な補償を行うよう判決することができる。

(2) 「離婚による債務逃れ」に対する規制

債務者が離婚を通じて財産を譲渡し、悪意で債務を逃れる場合、債権者は「中華人民共和国民法典」第538条および第539条に従い、取消権を行使して債務者による無償または明らかに不合理な価格での財産譲渡行為を取り消すことができる。

(3) 未成年者の子供に対する連れ去り等への規制

本解釈では、離婚時に未成年の子供を連れ去ったり、隠したりして親権や監護権を争うことに対して、3つの規制が規定されている。第一に、裁判所は未成年の子供の連れ去りや隠避などの不法行為を直ちに阻止するための人身安全保護令状や人格権侵害禁止令を発令することができる。第二に、夫婦が別居している期間に、一方の当事者またはその近親者等が未成年の子供を連れ去りや隠避により他方当事者による監護義務の履行を妨害し、その行為に対して、他方当事者が民事責任を負うよう請求した場合、人民法院は、民法第1084条の離婚後の子供の監護に関する規定を参照し、未成年の子供の監護権を一時的に決定し、未成年の子供を一時的に直接監護する当事者が、他方の当事者の監護義務の履行を支援する義務を負うことを明確にすることができる。第三に、離婚紛争事件の審理において、未成年者に対する連れ去りと隠避などの不法行為は不利な要素となり、その行為をされた相手方当事者が直接に扶養することを優先すべきとされている。

(4) 離婚協議書における子供への贈与

離婚の交渉において、夫婦の共有財産の一部を子供に譲渡することを合意したが、子供への財産分与を定めた離婚協議書を正式に締結した後、夫婦の一方がその履行

を拒んだり、財産分与の手続きに協力しないケースが時々ある。このような場合に対応するため、本解釈では、離婚協議が法的効力を生じた後は、夫婦双方は、子供に財産を贈与する旨の離婚協議書を取り消してはならず、それを履行する義務を明確にしている。

3. 市場監督管理総局による「『中華人民共和国会社法』の会社登記の強制抹消制度の実施に関する規定（意見募集稿）」の公告

2024年2月14日、国家市場監督管理局により「中国会社法における会社登記強制抹消制度の実施に関する規定」の意見募集稿を公表した。正式に公布された法令ではないものの、昨年施行された会社法における会社登記の強制抹消制度の方向性を理解するうえで、以下のポイントは有効といえる。

会社が営業許可証の取消、閉鎖命令又は撤廃をされた日から満3年間にわたって登記抹消申請がなされない場合、会社登記機関は、会社登記を強制抹消できるものとされた。

会社登記機関は、強制抹消を行う前に、60日を下回らない公告期限を定めて、国家企業信用情報公示システムを通じてその旨を公告しなければならない。

関連行政部門、債権者及びその他の利害関係者は、会社登記の強制抹消に異議がある場合、その公告期間内に異議を申し立てることができる。更に、対象会社が破産手続き中である等の法定事由がある場合、会社登記機関は強制抹消手続を停止し、その旨を公告する。

会社の登記が強制抹消された場合、対象会社の元株主、清算義務者の責任は影響を受けず、関連行政部門、債権者及びその他の利害関係者がその権利を主張する場合、直接に当該元株主、清算義務者に提起することになる。

更に強制抹消登記から1年以内であれば、一定の法定事由がある場合には会社登記の復活を申し立てることが認められている。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス： info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。